

一宮町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 10 月 28 日

一宮町長

馬淵昌也



一宮町要綱第 57 号

一宮町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

一宮町放課後児童健全育成事業実施要綱（平成17年一宮町要綱第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第13条関係）

児童の属する世帯の区分	月曜日から金曜日 までの利用	月曜日から土曜日 までの利用	長期休暇利用のみ	
生活保護法（昭和25年法律第 144号）による被保護世帯	0円	0円	0円	
前年度分の住 民税非課税世 帯、ひとり親 世帯	4月 7月 8月 12月、1月 3月	4,000円 5,500円 7,500円 3,625円 4,375円	5,000円 6,500円 7,500円 4,625円 5,375円	1,500円 3,000円 7,500円 1,125円 1,875円

	上記以外の月	3,750円	5,250円	
上記以外の世帯	4月	8,000円	10,000円	3,000円
	7月	11,000円	13,000円	6,000円
	8月	15,000円	15,000円	15,000円
	12月、1月	7,250円	9,250円	2,250円
	3月	8,750円	10,750円	3,750円
	上記以外の月	7,500円	10,500円	

備考

- 1 生活保護法による被保護世帯とは、この事業を利用する日におけるその該当の有無をいう。
- 2 兄弟で利用する場合は、2人目の利用料を半額とし、3人目以降の利用料を免除するものとする。ただし、利用区分が異なる場合は、利用期間の短い利用料から半額とし、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
- 3 ひとり親世帯とは、この事業を利用する月において、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の受給又は一宮町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する要綱（平成9年一宮町要綱第13号）の規定による受給資格者をいう。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。